

鎌倉市市民活動推進基金の愛称を募集します！

本市では、市民活動の推進に要する経費の財源に充てることを目的として、令和3年4月に「鎌倉市市民活動推進基金（以下「基金」という。）」を設置しました。

基金の設置に伴い、市民等の皆様に親しみのある基金となるよう、基金の愛称を募集します。

1 募集期間

令和3年（2021年）4月15日（木）から令和3年（2021年）5月14日（金）まで（必着）

2 提出方法及び提出先

応募用紙につきましては、下記のあて先へ、郵便・ファックス・電子メールによりお送りいただくか、直接お持ちください。

提出先	郵便	〒248-8686 鎌倉市御成町18番10号 鎌倉市 市民防災部 地域のつながり課
	ファックス	0467-23-8700（代表） ※宛先として課名をご記載ください
	電子メール	npo@city.kamakura.kanagawa.jp
	お持ちいただく場合	【4月15日から4月30日まで】 市役所本庁舎1階 地域のつながり課（23番窓口） 【5月6日から5月14日まで】 市役所第3分庁舎1階 地域のつながり課まで ※5月から執務室の場所が変更となりますので、ご了承ください。

※電話または口頭によるご提案は、正式な応募としてお受けできません。

3 応募資格

- ・市内に住所を有する方
- ・市内の事務所又は事業所に勤務している方、市内に事務所又は事業所を有する方
- ・市内の学校に在学している方
- ・市内を主な活動場所とする市民活動団体に所属している方

4 応募様式

- ・応募用紙の様式は自由ですが、裏面を利用させていただくと便利です。なお、応募用紙の提出にあたっては、住所、氏名、電話番号（またはファックスや電子メールアドレスなどの連絡先）、所属（団体等に所属している場合は、法人名や市民活動団体名）を記載してください。また、住所が市外の場合は、市内の勤務先や学校の名称、市内の活動場所の名称などを記載してください。

5 選考方法

つながる鎌倉条例で規定する附属機関である「鎌倉市市民活動推進委員会」での選考を経て、その中から市長が採用作品を決定します。

6 注意事項

- (1) 採用作品に関わる一切の権利は、鎌倉市に帰属するものとします。
- (2) 応募にあたっては、第三者の権利を侵害しないように十分に配慮してください。
- (3) 応募用紙等は返却できません。
- (4) 採用作品は広報紙や市ホームページ、各種印刷物への掲載等基金のPR活動に広く使用します。
- (5) 応募者の個人情報、選考手続きに必要な範囲でのみ使用します。ただし、選考された愛称、作品者名、住所（町名まで）、については、ホームページ等で公表する場合があります。
- (6) 応募作品に著作権等に関わる問題が発生した場合は、応募者の責任となります。
- (7) 応募は何点でも構いませんが、応募用紙1枚につき1点で応募してください。
- (8) 採用作品の使用にあたっては、原案を尊重しながら、必要に応じて、補正・修正を付加して使用させていただくことがあります。

7 お問い合わせ

鎌倉市役所市民防災部地域のつながり課 電話 0467-23-3000（代表） 内線 2311・2582

鎌倉市市民活動推進基金
愛称応募用紙

【応募期間】 令和3年4月15日（木）から5月14日（金）まで 必着（郵送の場合は消印有効）

【宛先】 市民防災部 地域のつながり課 地域のつながり担当 宛て

住所	
(フリガナ) 氏名	
電話番号 (連絡先)	
法人名や市民活動 団体名等 (※)	(※) 団体等に所属している場合は記載してください。
勤務先や学校名、活動場 所の名称等 (※)	(※) 住所や所在地が市外の方は記載してください。
(フリガナ) 愛称	
愛称の説明	(※) 愛称の意味や愛称に込めた想い等を記載してください。